

柏市総合計画審議会規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柏市総合計画策定条例（平成 26 年柏市条例第 33 号）に基づき設置された柏市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公共的団体の構成員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定により委嘱をされた次の各号に掲げる委員は、それぞれ当該各号に定めるときにその委員の職を失うものとする。

- (1) 前項第 1 号に該当する者として委嘱をされた委員 同号の職を離れたとき。
- (2) 前項第 3 号に該当する者として委嘱をされた委員 同号の職を離れたとき。
- (3) 前項第 4 号に該当する者として委嘱をされた委員 同号の公共的団体の構成員でなくなったとき。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第5条 審議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、出席を求めてその意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(会議の運営等)

第6条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。